

別表 1

区 分		事 業 内 容	事 業 実施主体	補助率
国 指 定 文 化 財	建造物	保存修理 防災施設整備 環境保全 公開活用	所有者 管理団体 市町村	100分の3、4、5 以内
		小修理、民家の環境整備、防災設備 保守点検等	所有者 管理団体 市町村	100分の50以内
		民家保存管理施設	所有者	100分の3、4、5 以内
		買上	市町村	
	美術工芸品	保存修理 防災施設整備 文化財保存施設整備	所有者 管理団体 市町村	
		小修理、燻蒸・殺虫、防災設備保守点検等	所有者 管理団体 市町村	100分の50以内
	重要伝統的建造 物群保存地区	保存修理 防災施設整備 買上	市町村	100分の10以内
	史跡	史跡保存整備 〔保存修理、環境整備 保存施設、防災施設、 発掘調査、災害復旧等〕 公開活用（復元整備等） 保存活用計画策定	所有者 管理団体 市町村	100分の15、18、20以 内
		歴史の道保存整備 〔保存修理、環境整備及 び保存施設等〕 石垣等調査	市町村	100分の15以内
		土地買い上げ等	市町村	国庫補助残額の3分の1 以内
	名勝	名勝保存整備 〔保存修理、環境整備、 保存施設、防災施設、 災害復旧等〕 公開活用（復元整備等） 保存活用計画策定	所有者 管理団体 市町村	100分の15、18、20以 内
		名勝等庭園の荒廃防止	所有者 管理団体 市町村	100分の50以内
		土地買い上げ等	市町村	国庫補助残額の3分の1 以内

区 分		事 業 内 容	事 業 実施主体	補助率
国 指 定 文 化 財	天然記念物	天然記念物保存整備 保存修理、環境整備、 保存施設、防災施設、 災害復旧等 公開活用 保存活用計画策定 天然記念物再生	所有者 管理団体 市町村	100分の15以内
		土地買い上げ等	市町村	国庫補助残額の3分の1 以内
		天然記念物食害対策（当該事業にかかる文化 庁補助金を伴うものに限る。）	市町村	6分の1以内
	無形文化財	伝承（資料収集、用具確保、養成等）	保持者 保持団体	100分の25以内
	無形民俗文化財	伝承基盤整備（施設の修理・防災、用具の修理 等） 伝承（養成等） 保存活用（記録作成等）	市町村 保持団体	
	有形民俗文化財	修理・防災施設整備 伝承（資料収集等） 保存施設整備	市町村 所有者 管理団体	
		小修理、燻蒸・殺虫、防災設備保守点検等	市町村 所有者 管理団体	100分の50以内
	文化財保存技術	伝承（用具確保、養成等）	市町村 保持団体 保持者	100分の25以内 ただし、補助対象事業費から 国庫補助金を控除した額が当該 事業費の100分の50以上と なる場合にのみ適用する。

区 分		事 業 内 容	事 業 実施主体	補助率
県 指 定 文 化 財	建造物	保存修理 防災施設整備 環境保全 公開活用	所有者 管理団体 市町村	100分の50、55、60 以内 ただし、防災施設整備につい ては、上記の補助率に100分 の15の加算を行うことができ る。
		小修理、民家の環境整備、防災設備保守点検 等	所有者 管理団体 市町村	100分の50以内
		民家保存管理施設	所有者	100分の50、55、60 以内
		買上	市町村	
	美術工芸品	保存修理 防災施設整備 文化財保存施設整備	所有者 管理団体 市町村	100分の50、55、60 以内
		小修理、燻蒸・殺虫、防災設備保守点検等	所有者 管理団体 市町村	100分の50以内
	史跡	史跡保存整備 〔保存修理、環境整備、 保存施設、防災施設、 発掘調査、災害復旧等〕 公開活用（復元整備等） 保存活用計画策定	所有者 管理団体 市町村	100分の50、55、60 以内
		土地買い上げ等	市町村	
	名勝	名勝保存整備 〔保存修理、環境整備、 保存施設、防災施設、 災害復旧等〕 公開活用（復元整備等） 保存活用計画策定	所有者 管理団体 市町村	
		名勝等庭園の荒廃防止	所有者 管理団体 市町村	100分の50以内
		土地買い上げ等	市町村	100分の50、55、60 以内
	天然記念物	天然記念物保存整備 〔保存修理、環境整備、 保存施設、防災施設、 災害復旧等〕 公開活用 保存活用計画策定 天然記念物再生	所有者 管理団体 市町村	
		土地買い上げ等	市町村	

区 分		事 業 内 容	事 業 実施主体	補助率
県 指 定 文 化 財	無形文化財	伝承(資料収集、用具確保、養成等)	保持者 保持団体	100分の50、55、60 以内
	無形民俗文化財	伝承基盤整備(施設の修理・防災、用具の修理等) 伝承(養成等) 保存活用(記録作成等)	市町村 保持団体	
	有形民俗文化財	修理・防災施設整備 伝承(資料収集等) 保存施設整備 小修理、燻蒸・殺虫、防災設備保守点検等	市町村 所有者 管理団体	
	文化財保存技術	伝承(用具確保、養成等)	市町村 保持団体 保持者	
調査事業 (当該事業にかかる 文化庁補助金を伴 うものに限る。)		伝統的建造物群	市町村	100分の10以内
		美術工芸品	市町村	100分の3以内
		天然記念物	市町村	100分の15以内
		民俗文化財	市町村	100分の25以内
周知の埋蔵文化財包蔵地		調査(整備事業に係るものを除く) 出土遺物保存処理等	市町村	100分の25以内
埋蔵文化財		埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備	市町村 知事が適当と認める法人	100分の3以内

(備考)

- 1 第2条第1号に該当する国指定文化財の建造物及び美術工芸品の補助率100分の3、4、5以内とされているものは、国の補助率に応じ、次のとおりとする。

(国補助率)	県補助率
(100分の50)	100分の3
(100分の55)	100分の3
(100分の60)	100分の3
(100分の65)	100分の4
(100分の70)	100分の4
(100分の75)	100分の5
(100分の80)	100分の5
(100分の85)	100分の5

- 2 第2条第2号に該当する県指定文化財の補助率100分の50、55、60以内とされているものは、当該事業者の事業規模指数に応じ、次のとおりとする。ただし、事業者が市町村の場合は、補助率は100分の50とする。

土地、建物の保存 修理等の場合	左 記 以 外	県補助率
事業規模指数 0.1 未満	事業規模指数 0.01 未満	100分の50
0.1 以上 0.2 未満	0.01 以上 0.05 未満	100分の50
0.2 以上 0.3 未満	0.05 以上 0.2 未満	100分の50
0.3 以上 0.6 未満	0.2 以上 0.5 未満	100分の55
0.6 以上 1.5 未満	0.5 以上 1.0 未満	100分の55
1.5 以上 3.5 未満	1.0 以上 2.5 未満	100分の60
3.5 以上 10.0 未満	2.5 以上 5.0 未満	100分の60
10.0 以上	5.0 以上	100分の60

※ 土地、建物の保存修理等の場合とは、建造物保存修理・防災施設、美術工芸品防災施設、史跡名勝保存修理・防災施設、民俗文化財保存施設をいう。

$$\text{事業規模指数} = \frac{(\text{補助対象となる総事業費} \div \text{当該補助事業の施工年度数})}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

(注) 事業規模指数の算出については、重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項(昭和54年5月1日付文化庁長官裁定)に準じる。

- 3 県指定文化財の建造物防災施設整備については、補助率の加算を行うことができる期間は改正後の交付要綱施行日から令和元年12月13日付文化庁長官裁定に基づき国指定文化財の防災施設整備に係る補助率の加算が適用されている期間とする。

4 第2条第1号に該当する国指定文化財の区分が史跡・名勝のうち、保存整備、公開活用（復元整備等）、保存活用計画策定の補助率100分の15、18、20以内とされているものは、財政力指数または事業規模指数に応じ、次のとおりとする。

財政力指数	事業規模指数	県補助率
0.7以上	0.01未満	100分の15
	0.01以上0.05未満	100分の15
	0.05以上0.2 未満	100分の15
0.5以上0.7未満	0.2 以上0.5 未満	100分の18
	0.5 以上1.0 未満	100分の18
0.5未満	1.0 以上2.5 未満	100分の20
	2.5 以上5.0 未満	100分の20
	5.0 以上	100分の20

※財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値